

長 介 第 2727 号  
令和 8 年 3 月 30 日

居宅介護支援事業所管理者 様  
介護予防支援事業所管理者 様  
地域密着型サービス事業所管理者 様  
指定相当訪問型・通所型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和 8 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 8 年度分)」(令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知)に留意のうえ、下記により必要書類を提出願います。

## 記

### 1 令和 8 年度処遇計画書の提出について

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「加算計画書」という。）の提出と必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

(1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

- ・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 8 年度）  
（別紙様式 2-1、2-2、2-3）
- ・特別な事情に係る届出（別紙様式 5）※該当がない場合は不要です。
- ・体制等届出書及び体制等状況一覧表

※新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は必要です。

体制等状況一覧表については、令和 8 年 6 月 1 日以降に適用となります。

(2) 提出期限

別紙を参照ください。

事業者に所属する事業所の状況により提出期限が異なりますのでご注意ください。

### 2 変更届出書の提出について

別紙を参照ください。

### 3 実績報告書の提出について

令和 8 年度実績報告書の提出期限は、令和 9 年 7 月末とする予定です。このことについては、改めてお知らせします。

なお、令和 8 年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、介護保険課へ連絡してください。

#### 4 提出方法について

##### 【処遇改善計画書】

介護保険課介護事業推進係へメールで提出してください。

(複数の事業所等を一括して届出する場合で、計画に他都道府県及び市区町村分が含まれる場合は、それぞれの指定権者へも届出が必要です。)

##### 【体制等届出書】

厚生労働省「電子申請届出システム」へ提出してください。

#### 5 介護職員等処遇改善加算の問い合わせ先

加算の要件、賃金改善の方法、処遇改善計画書の記入方法等については、下記の相談窓口まで問い合わせくださるようお願いします。

介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：午前9時～午後6時（土日含む）

※繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

担当：介護保険課 介護事業推進係  
電話：0258-39-2245  
E mail：kai go@city.nagaoka.lg.jp

## 1 令和8年度処遇計画書の提出期限について

対象	内容	提出期限
○従前の加算対象事業所が所属する事業者 ○従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業者	令和8年4月及び5月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降の処遇改善加算を算定する場合	<b>【処遇改善計画書】</b> <b><u>令和8年4月15日（水）</u></b> <b><u>【期限厳守】</u></b>
		<b>【体制等届出書】</b> ○4月分（共通） 令和8年4月15日（水） ※提出期限の特例 ○5月以降 <b>【居宅介護支援】</b> <b>【介護予防支援】</b> <b>【訪問・通所系サービス】</b> 変更月の前月の15日まで <b>【施設系サービス】</b> 変更月の初日まで
加算新設事業所のみが所属する事業者	<u>令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合</u>	<b>【処遇改善計画書】</b> <b><u>令和8年6月15日（月）</u></b> <b><u>【期限厳守】</u></b>
		<b>【体制等届出書】</b> ○6月分 令和8年6月15日（月） ※提出期限の特例

※体制等届出書の提出期限の特例は、処遇改善加算のみ対象であり、その他の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。

## 2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について、以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下、「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	提出書類	提出期限
1. 会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	【居宅介護支援】 【介護予防支援】 【訪問・通所系サービス】 変更月の前月の15日まで 【施設系サービス】 変更月の初日まで
2. 加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり	①の場合、1と同じ ②の場合、速やかに
3. 算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分に上げる場合 ②加算区分に下げる場合	・別紙様式4のとおり ・体制等届出書	①の場合 【居宅介護支援】 【介護予防支援】 【訪問・通所系サービス】 変更月の前月の15日まで 【施設系サービス】 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
4. 就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告書の提出時